

「東京都配偶者暴力対策基本計画の改定に当たっての基本的考え方について」 中間のまとめ（概要）

第1部 基本的考え方

1 都・国の取組

国においては、平成13年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を制定。
都では、平成16年の法改正により都道府県基本計画の策定が定められたことを受けて、平成18年に「東京都配偶者暴力対策基本計画」を策定。その後、平成19年度の法改正の趣旨等を踏まえ、平成21年に基本計画を改定し、関係機関の連携のもと、総合的、計画的に施策を推進。

2 配偶者暴力をめぐる現状認識

- 配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害。
- 外部からの発見が困難な家庭内で行われるため、潜在化しやすく、加害者に罪の意識が薄い傾向。周囲も気付かないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすい特性。
- 被害者の多くは女性であり、経済的自立が困難な女性への配偶者からの暴力は、個人の尊厳を傷つけるだけでなく、男女平等参画社会の実現を妨げるもの。
- 内閣府調査では、女性の3人に1人が配偶者から何らかの暴力を受けている。
- 子供が直接暴力を受けていなくても、家庭内で暴力を目撃するなど著しい心理的外傷を与える場合も児童虐待に当たるとされており、配偶者暴力が子供に与える影響は深刻。

3 めざすべき配偶者暴力対策のあり方

配偶者暴力対策の推進のためには、配偶者暴力の特性を踏まえ、被害者が暴力から逃れ、将来に向けて安全で安心できる生活が送れるよう、状況に応じ、かつ被害者本人の意思を尊重した継続的な支援と、そのための様々な関係機関の緊密な連携が必要。また、配偶者暴力の未然防止に向けて社会全体で取り組むことが重要。

4 暴力のない社会の実現に向けて

今回の基本計画の改定に当たっては、暴力のない社会の実現に向けて、次の視点を中心に取り組むことが重要。

(1) 相談から自立まで被害者の視点に立った支援体制の強化

被害者が、配偶者暴力から逃れ本人の意思に沿った自立に至るまでには、相談から保護、生活再建まで様々な機関からの支援が必要であり、被害者や家族の安全を確保することを最優先に、被害者の視点に立った切れ目のない支援を行うため、より一層の支援体制の整備が必要。

(2) 区市町村における配偶者暴力対策の一層の充実

身近な地域における被害者への支援の必要性は高まっており、被害者が自分の状況に応じた相談機関や自立支援の内容を選択できるよう、区市町村における配偶者暴力対策の推進体制づくりへの一層の支援が必要。

5 基本計画の数値目標について

基本計画の実効性を担保するためには、具体的な数値目標の設定とその達成状況の把握が重要。数値目標の設定に際しては、どのような数値目標が配偶者暴力対策の推進に資するかを多角的に検討の上設定することが必要。

6 基本計画の名称について

今後、若年層の男女間における交際相手からの暴力の防止に向けた取組を一層進める必要があることから、本基本計画の名称についても「東京都配偶者等暴力対策基本計画」への変更を検討することが必要。

第2部 基本計画に盛り込むべき事項

1 暴力の未然防止と早期発見の推進

(1) 暴力防止教育と啓発の推進

- 配偶者暴力に関する様々な媒体を活用した幅広い普及啓発
- 企業等と連携した啓発への取組
- 若年層がよく利用する媒体を活用した、交際相手からの暴力に関する若年層への啓発の推進とより相談しやすい方策の検討
- 学校教育の中で、発達段階に合わせた暴力防止教育の積極的・継続的な推進
- 被害者と接する機会を持つ職業を選択する可能性が高い学部・学科の学生への啓発の取組

(2) 早期発見体制の充実

- 医療機関、保育所・学校等の教職員、民生・児童委員等地域の関係者に対する研修など、被害者の早期発見体制の強化と適切な対応に向けた取組の充実
- 医療機関との連携の強化
- 広報や対応マニュアルの作成など、医療関係者に対する様々な機会を利用した周知

2 多様な相談体制の整備

(1) 都の配偶者暴力相談支援センター機能の充実

- 外部専門家によるスーパーバイズの充実や都の専門員配置などによる相談機能の充実
- 電話や来所による相談が困難な被害者への情報提供の充実

(2) 身近な地域での相談窓口の充実

- 区市町村や警察の相談窓口職員への研修の充実など、身近な地域において被害者の相談に適切に対応できる相談体制の強化
- 区市町村配偶者暴力相談支援センター機能整備への支援など区市町村への支援の充実

(3) 被害者の状況に応じた相談機能の充実

- 外国人被害者への通訳人材の活用や障害のある被害者等に対応する職員への研修の充実など、被害者の状況に応じた適切な支援のための相談体制の充実
- 外国人被害者や障害のある被害者等への支援では、被害者に身近な支援団体を通じた相談窓口の周知など支援団体との連携による取組

3 安全な保護のための体制の整備

(1) 保護体制の整備

- 被害者の状況に応じたより適切な保護ができるよう、民間団体への一時保護委託や民間団体との連携も含めた保護体制の充実
- 児童に対する心理的ケアや適切な学習機会の提供など同伴児童への対応の強化

(2) 安全の確保

- 保護命令制度やストーカー規制法等についての周知や被害者への情報提供など、被害者及び関係者の安全の確保に向けた適切な対応
- 警察及び学校・保育所等各関係機関との連携の強化
- 保護命令制度の拡充等について必要に応じた国への法改正の働きかけ

4 自立生活再建のための総合的な支援体制の整備

(1) 総合的な自立支援の展開

- 都の配偶者暴力相談支援センターにおける自立支援機能の充実
- 被害者が切れ目のない支援を受けるための関係機関との連携の強化
- 庁内外の関係機関が連携し、被害者が様々な手続を一か所で行えるワンストップでの支援やワンストップセンターの整備など被害者の負担軽減に向けた取組の検討

(2) 安全で安心できる生活支援

- 住民票の取扱い等被害者の個人情報の管理の徹底
- 子供の安全な就学の確保に向けた学校等関係機関との連携の強化
- 法テラスや弁護士会等との連携による法的支援の充実
- 民間の自助グループ等に参加を希望する被害者への情報提供や、自助グループ等への活動場所の提供などの支援

(3) 就労支援の充実

- 関係機関が連携した被害者のニーズに合った支援策の提供
- 一時保護施設等退所者への身元保証制度など、就労に必要な情報の被害者への適切な提供
- 就労支援企業等の拡大に向けた働きかけなど企業等と連携した取組

(4) 住宅確保のための支援の充実

- 一時保護施設等退所後の各施設の利用に関する被害者への適切な情報提供
- 都営住宅を活用した支援
- 区市町村等関係機関と連携した住宅確保支援策の充実
- 民間賃貸住宅に入居する際の保証制度に係る適切な情報提供と、全国共通の公的保証制度の創設についての国への働きかけ

(5) 子供のケア体制の充実

- 児童相談所や子供家庭支援センターなど子供支援の中核的機関との連携の強化による同伴する子供への継続的なケアの提供
- 児童相談所やスクールカウンセラー等との連携などによる子供の心のケアの充実
- 子供の支援に当たる各機関の関係者への研修や情報提供の充実

5 関係機関・団体等の連携の推進

(1) 広域連携と地域連携ネットワークの強化

- 都と区市町村の役割分担に基づく各関係機関間の連携・ネットワーク化の促進と、都と区市町村との連携強化
- 区市町村に対する支援の充実（配偶者暴力相談支援センター機能整備、基本計画策定等）

(2) 民間団体との連携・協力の促進

- 民間団体の有する専門的能力の活用など、民間団体との連携の強化とその活動の支援

6 人材育成の推進と適切な苦情対応

(1) 人材の育成

- 研修内容の充実や研修対象者の拡大などによる被害者支援人材の幅広い育成
- 相談員の資格認定制度の創設に係る国への働きかけなど、支援者の専門的能力の適正な評価に向けた取組

(2) 二次被害の防止

- 二次被害防止のための研修の充実

(3) 苦情への適切かつ迅速な対応

- 苦情の申出に適切に対応するための支援機関における苦情処理手順の明確化
- 苦情の申出があった場合の内容・対応結果の公表などの取組の検討

7 調査研究の推進

(1) 調査研究

- 配偶者暴力の被害や支援の実態把握・分析と必要な施策の検討

(2) 加害者対策の検討

- 加害者更生プログラムに係る国の調査研究の状況把握と、必要な法整備等の国への働きかけ
- 男性相談における加害者からの相談事例の分析を通じた実態把握